

# 平成29年度 インフルエンザ予防接種助成金事業実施要領

愛知県情報サービス産業健康保険組合

愛知県情報サービス産業健康保険組合では、保健事業の一環としてインフルエンザ予防接種費用の助成を下記の要領で実施いたします。ご自身、ご家族、職場の感染症対策にお役立てください。

## 1. 助成対象者

当組合の被保険者及び被扶養者。(いずれも接種日に当組合の資格がある方)

## 2. 助成対象になる予防接種実施期間

平成29年10月1日(日)から平成30年1月31日(水)までの間の予防接種実施分。※フルミスト(経鼻インフルエンザ生ワクチン)は助成対象になりません。

## 3. 助成金額

一人当たり3,000円を上限とした実費。(申請は年度内1回限り。接種回数は問いません)

## 4. 申請期限

申請期限は平成30年3月30日(金)。(当組合必着)

## 5. 受給方法

インフルエンザ予防接種助成金の受給方法は、(1)「インフルエンザワクチン接種補助券」を利用、又は(2)「インフルエンザ予防接種助成金交付申請書」を利用のいずれかになります。

### (1) インフルエンザワクチン接種補助券を利用する場合

インフルエンザワクチン接種補助券(以下、「接種補助券」)の概要につきましては、次の通りです。

#### 【利用可能医療機関】

- ・接種補助券は、愛知県内の約2,600の医療機関で利用ができます。
- ・接種補助券が利用できる医療機関は、健保連愛知連合会のホームページ(<http://kenporen-aichi.jp/>)にて9月下旬頃に公開予定です。

#### 【発行対象者】

- ・愛知県内に住所を有する65歳未満(H29年度末時点)の被保険者及び被扶養者。(当組合データH29.8.21時点)
- ・初回発行分につきましては、「インフルエンザワクチン接種補助券 発行対象者リスト」を実施要領とともに送付いたしますので、ご確認をお願いします。

### 【配布について】

- ・初回発行の接種補助券は、世帯ごとに封入のうえ、9月下旬頃に当組合から事業所宛てに送付予定です。
- ・配布時に発行対象の方が既に退職などにより当組合の資格を喪失している場合は、当組合へ返送又は破棄をお願いします。
- ・接種補助券配布の封筒には、後納郵便の印字がありますが、そのまま郵送することはできません。事業所から対象者へ郵送する場合は、後納郵便の手続き又は切手の貼付をお願いします。

### 【再発行】

- ・接種補助券の再発行はできません。紛失等により接種補助券を失くされた場合は、「助成金交付申請書」を利用してください。

### 【追加発行】

- ・愛知県外の居住者、またはデータ締日以降の新規加入者の方で接種補助券の交付を希望する方がいる場合は、別添の「インフルエンザワクチン接種補助券発行申込書」を、郵送又はFAXにて当組合へお申込みをお願いします。
- ・追加発行申込書の最終受付日は10月26日水曜日です。  
追加発行申込書の締日、及び補助券の発送につきましては、下記のスケジュールで行います。

#### 〈接種補助券追加発行スケジュール〉

申込書受付締日 (当組合着分)	接種補助券発送日
9月 7日(水)	9月下旬頃
9月14日(水)	9月下旬頃
9月21日(水)	10月上旬頃
9月28日(水)	10月中旬頃
10月 4日(水)	10月下旬頃
10月11日(水)	10月下旬頃
10月18日(水)	11月上旬頃
10月25日(水)	11月中旬頃

※作成日数は受付締日から概ね2~3週間かかります

### 【接種補助券利用のながれ】

- ①接種補助券事業に参加している医療機関を検索します。
- ②接種補助券が使えるか医療機関に確認し、予約をします。
- ③接種補助券と保険証を持参して接種を受けます。接種費用が当組合助成金額(3,000円)を超えた場合は、超えた額を窓口を支払います。

※12歳以下の方には1,500円分の接種補助券を2枚配布しています。  
接種補助券はお釣りが支払われないため、接種費用が総額3,000円以内で、1回目の接種費用が1,500円以上、2回目の接種費用が1,500円未満の場合(例:1回目2,000円、2回目1,000円)などは、接種補助券を利用せずに助成金交付申請書を利用してください。

### 【その他】

- ・昨年度の接種補助券はご利用できません。
- ・接種補助券に記載された氏名・住所に変更があった場合でも、接種日に当組合の資格がある場合は、接種補助券の利用は可能です。

### (2) インフルエンザ助成金交付申請書を利用する場合

つぎの場合は、「インフルエンザ予防接種助成金交付申請書（以下、「助成金交付申請書）」を利用してください。

なお、助成金交付申請書は当組合のホームページにてダウンロードできます。

- ①愛知県外でインフルエンザの予防接種を実施した場合。
- ②愛知県内で接種補助券が利用できない医療機関で予防接種を実施した場合。
- ③接種補助券を利用しなかった場合。

### 【助成金交付申請書利用のながれ】

- ①申請者は、医療機関で予防接種を受けた後、接種料金を支払い、領収書（レシート不可）を受け取ってください。※「領収書について」をご参照ください。
- ②「助成金交付申請書」に必要事項を記入し、医療機関発行の領収書原本（コピー不可）を添付し、事業所の健康保険ご担当者様へ提出してください。
- ③健康保険ご担当者様は、受領委任欄に事業所印及び代表者印を捺印し、被保険者の記入事項、捺印、領収書などをご確認のうえ、当組合へ送付してください。

### ※「領収書について」

- ・領収書には、次の内容の記載が必要です。
  - ①接種者氏名
  - ②接種年月日
  - ③接種料金
  - ④医療機関名
  - ⑤領収印
  - ⑥インフルエンザ予防接種代である旨
- ・ご家族など複数名で接種し、領収書が1枚で発行される場合は、接種者各々の氏名及び料金についての記載を医療機関へ依頼してください。
- ・お子様などで2回接種の場合、1回目の料金が3,000円未満の場合は、2回目の領収書をあわせて申請していただくと、3,000円を上限とした実費を助成します。

**例**

領 収 書	
健保 一郎 様	健保 一郎様
¥ 7, 000 ー	健保花子様 各3, 500円
但 インフルエンザ予防接種代として	
平成29年10月16日 上記正に領収いたしました	
情報病院 印	

※接種補助券、助成金交付申請書の利用の流れにつきましては、裏面の「インフルエンザ予防接種助成金 受給のながれ」をご覧ください。

## 6. その他

インフルエンザ予防接種は個人が接種を必要かどうか判断して実施する任意接種ですので、必要に応じて医師とご相談の上で実施してください。

